

00	09	03	002	永年保存	起案	平成	年	月	日	決裁	平成	年	月	日
議長		副議長		事務局長		次長		主査		主査		担当		文書取扱主任

第9回 厚生常任委員会 会議録

開催年月日	平成20年1月22日(火曜日)	開会:13時30分	閉会:17時24分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	山口、荒木、渡辺、酒井、堀、堀田、議長、	事務局	飯沼事務局長
	委員外議員～窪之内、清水、関藤、本間、大谷、山腰		田湯副主幹
	井上、水口		寿崎主任主事
欠席委員	なし		
説明員	別紙のとおり		
議件	別紙のとおり		
議 事 の 概 要	○休憩中～1月1日付け人事異動に伴う職員紹介を行った。		
	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、すべて報告済みとした。		
	(1) 滝川市障がい者計画の策定状況について		
	(2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算について		
	(3) 生活保護の不正請求にかかるその後の経過について		
	2 その他について		
	なし		
	3 次回委員会の日程について		
	正副委員長に一任することに決定した。		
上記記載のとおり相違ない。 厚生常任委員長 山口清悦 印			

平成20年1月21日

滝川市議会議長 中 田 翼 様

滝川市長 田 村 弘

厚生常任委員会への説明員の出席について

平成20年1月15日付け滝議第163号で通知のありました厚生常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしく願います。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしく願います。

記

滝川市長の委任を受けた者

保健福祉部長	居 林 俊 男
保健福祉部参事	佐々木 邦 義
保健福祉部福祉課長	橘 弘 恭
保健福祉部福祉課副主幹	工 藤 恒 裕
保健福祉部福祉課副主幹	高 田 和 昌
保健福祉部福祉課主査	越 前 充
総務部財政課主任主事	須 藤 公 夫
保健福祉部福祉課主任主事	吉 井 圭 二

(総務部総務課総務グループ)

第9回 厚生常任委員会

H20. 1. 22(火) 13:30～
第一委員会室

○開 会

○委員長挨拶（委員動静）

○休憩～1月1日付け人事異動に伴う職員紹介

1. 所管からの報告事項について

《保健福祉部》

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) 滝川市障がい者計画の策定状況について | (資料) 福 祉 課 |
| (2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算について | (資料) 〃 |
| (3) 生活保護の不正請求にかかるその後の経過について | (資料) 〃 |

2. その他について

3. 次回委員会の日程について

○閉 会

第9回 厚生常任委員会

H20. 1. 22(火) 13:30～

第一委員会室

開 会 13:30

委員動静報告

委員長

全員出席。議長出席。

委員外議員～窪之内、清水、関藤、本間、大谷、山腰、井上、水口

NHK、HTB、空知新聞社、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、北海道新聞の傍聴を許可。休憩する。

休 憩 13:31

(1月1日付け人事異動に伴う職員紹介を行った。)

再 開 10:32

委員長

休憩前に引き続き委員会を再開する。

1 所管からの報告事項について

居林部長

きょうの厚生常任委員会では、滝川市障がい者福祉計画の策定状況について中間報告をさせていただく。平成19年度一般会計補正予算については、生活保護費の補正予算だが、今回の事件が直接要因ではない。医療費の高騰により入院患者がふえている。詳しくは後で説明させていただくが、生活保護費の補正予算を組ませていただきたいという内容である。3番目に生活保護の不正請求にかかるその後の経過ということで、昨年からの経過について報告申し上げたいと考えている。

(1) 滝川市障がい者計画の策定状況について

工藤副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

酒 井

① 以前にも市民会議の日程について説明を受けた。今回の資料では障がい者計画案の完成が2月予定ということで出ており、若干おこなっていると思う。以前は12月末に完成している予定だったと思うが、進捗状況について伺う。

② 以前から課題となっている精神障がい者のグループホームやそういったさまざまな問題も市民会議で出されていると思うが、そうした問題を加えたものになっているのか。またその辺が会議でどのように話し合われているのかを伺う。

工藤副主幹

① 当初は12月予定で取り組んでいたが、ボリュームが多いのと現計画を検証したところ新たに発達障がい等も加えるといったことから、若干おこなっている。2月の完成に向けて進めているところである。

② 精神障がい者のグループホーム等についても先ほどの発達障がいと合わせて、今回の計画の中に反映させて記載していくよう取り組んでいる。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(1)について報告済みとする。(2)について説明願う。

(2) 平成19年度滝川市一般会計補正予算について

高田副主幹

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。議案関連なので留意願う。質疑はあるか。

渡 辺

この補正について詐欺とは関係ないと言っているが、もし詐欺がなければどうだったのか。私は関連があると思うので臨時会当日も質疑したいと思うが、その辺の見解をもう一度聞かせてほしい。

委員長

今のは臨時会当日の質疑内容ということでよいか。

渡 辺 部長が先ほど関係ないと言ったので、もう一度確認させていただきたい。
居林部長 私の説明が誤解を招いているようだ。関係ないということではなく、それを要素として今回の補正予算の提案をしたのではないということである。この中にはもちろん今回の移送費について執行された部分もあるので、かかわりのないことではない。今回の補正と事件とは全く関連がないわけではないので理解いただきたい。

委員 長 他に質疑はあるか。
窪之内委員外議員 確認をしたい。痴呆と記されているが、今は認知ではないか。
高田副主幹 指摘のとおりである。改める。

委員 長 他に質疑はあるか。(なし)
(2)について報告済みとする。休憩する。

休 憩 13:54

再 開 14:06

委員 長 再開する。(3)について説明願う。

委員 長 (3)生活保護の不正請求にかかるその後の経過について

居林部長 4定後の経過について報告する。容疑者4人の詐欺容疑については処分保留ということだが、タクシー会社以外の容疑者については、覚せい剤取締法違反で逮捕され、年内に起訴されたと聞いている。この事実を知り、福祉事務所としては容疑者世帯の生活保護を廃止した。国や道との対応についてだが、厚生労働省には北海道と協議をして関係資料を提出することになっており、道の担当者との最終的な詰めの段階である。近々厚生労働省に資料提出をする予定だが、ヒアリングなども行われると思うので、厚生労働省との直接対応に万全を期していきたいと考えている。また、道の特別監査については、去る12月17日に実施結果が文書で送付されてきた。詳しくは後ほど説明するが、2月14日までに改善措置を提出することになっている。なお、送付されてきた17日は12月議会の一般質問の日で、酒井委員より道の監査結果について質問があり、口頭説明の内容について申し上げた。こういった文書が送付されてきたことは議会終了後に知ったため、その段階では文書内容の答弁ができなかった。次に本日示した資料についてだが、前回委員会で求められた資料について正副委員長とも確認をした。渡辺委員からは通院証明、ケース台帳、引っ越しの見積書。酒井委員からは介護タクシーの他社の見積書、引っ越しの見積書、ケース台帳、ストレッチャータクシーを必要と認めた要否意見書ということだが、後ほど説明をする。ここで参考資料に基づき少し基本的な考え方を説明させていただく。(別紙資料に基づき説明する。)

先ほど通院証明については回覧をさせていただいた。他社の見積書、要否意見書等については個人情報伏せるような形で示したところである。しかしケース台帳については、お示しをすることができない。また引っ越しの見積書も生活扶助の部分であり、今回の通院移送費についてではないので出せない。なお、この件については指導機関である道とも相談をした結果なので理解願う。本日は前回答弁保留した事項や道の特別監査の結果、再発防止について福祉事務所の具体的改善策を説明させていただく。また、新聞報道で承知のことと思うが、市ではこの事件を市役所全体の問題と受けとめ、危機管理の徹底、職員意識の改革などに取り組む行政経営システム改革推進本部を立ち上げた。これについては総務文教常任委員会で詳しく報告されると思うが、申し添えたいと思う。私から最後にもう1点。清水議員からタクシー給付要否意見書を取らないで支

越前主査
橋 課 長

出を続けたことについて、私も福祉事務所に瑕疵があったことを話したところだが、委員会後、担当にただしたところ、医療給付要否意見書等により移送を要することが明らかな場合で、かつ移送を要する交通費等が確実に認定される場合は、移送費の給付要否意見書の提出を求める必要がないという決めがあり、次の日に正副委員長にもその旨を説明をした。委員の皆さんにも理解いただきたい。私からは以上だが、前回の委員会でも申し上げているとおり、個人情報については個人情報保護条例の目的外利用ということで、最大限議員の皆様には示している。ただマスコミの方にはそういったことについての対応を考えていないので、取り扱いには十分注意していただきたい。

(別紙資料に基づき説明する。)

前回清水議員からの質疑で答弁保留があったので、説明させていただく。まず1点目は、平成18年4月、医療扶助検討票がないのに領収書により120万円を支払っているが、支出までにどのような検討をしたのか。またそれに参加した職員はだれかという質疑である。2点目は、3月17日の電話対応についてどのような検討を行い、3月22日の保護決定までに片倉氏にどのような指導を行ったのか。このことについて答弁する。3月13日に片倉氏が滝川市へ転入し、同日付で保護申請があった。以前より片倉氏は札幌市の病院にかかっていたが、引き続き札幌市内の病院で受診したいとの要望があった。3月17日に片倉氏から電話があり、当時の査察指導員がこの電話を受けている。内容としては、札幌に通うのにタクシーを認めてほしいとの内容だった。福祉事務所の判断としては、原則市外病院については認められない。これは保護手帳の問答にもあるが、居住地に近い病院を受診するとなっているので、市外病院は認められないということ片倉氏に説明した。札幌で受診する場合、札幌市内の主治医から病状把握を行い、受診の必要性を判断することになるので、全額自己負担になる可能性があることも説明した。タクシーの利用についても同じように答えている。しかしながら3月17日に片倉氏は札幌の病院にタクシーを利用している。保護決定までの経過についてだが、保護申請があったのは13日。14日には居宅訪問をして実施調査を行っている。16日には滝川市内病院の主治医と面談をして病状把握を行った。22日にはケース診断会議を開き、この世帯の保護を決定した。そのときの診断会議については所長、課長、副主幹、元査察指導員、担当ワーカー、筆頭ケースワーカー、新人査察指導員というメンバーである。滝川市内病院の主治医、札幌市内病院の主治医とあるが、片倉氏の主治医についてはあくまでも札幌市内病院の主治医である。福祉事務所としては、主治医の病状把握を行った後、できれば滝川市内の病院に転院してもらおうという気持ちもあった。早速病状把握のために30日に札幌市内病院の主治医に会い、どういった病状か伺ったが、今後においても札幌市内病院での治療継続が必要であり、札幌の病院にはいろいろな診療科目があるので、同じ病院での総合的治療が必要という結果が出た。福祉事務所としては札幌への通院をやむなしとの判断をした。さらにタクシー利用についても、片倉氏の病気を考えた場合に高規格ストレッチャータクシーでの通院が望ましいという主治医の判断だった。市外病院への通院、高規格ストレッチャータクシーを使っているとの意見があったので、福祉事務所としては道にも照会をした。道の見解としては、医師の診断がそういうことであれば、やむを得ないということだったので、高規格ストレッチャータクシーの札幌市内病院の通院について認め、保護開始にさかのぼって決定をした。4月に入金したタクシー移送費については、保護開始時に札

幌市内病院の主治医に要否意見書を求めており、総額120万円についても1回の通院は20万円だが、金額的にも札幌市で使っていた経過があったので、そういった利用実績をもとに妥当と判断し決定した。支出金額については3月31日に所内検討、協議を行い、通常どおり担当から主査、副主幹、課長、所長と決裁をし、4月3日に終えた。会計課を経由して4月7日に支給という流れである。ほかに清水議員から前福祉事務所長が手稲区役所を訪問しているが、だれと行きどのような話をしたのかという質疑があった。これについては、前福祉事務所長と面談をして聞いてきた。当時4月まで福祉課長だったが、異動により福祉事務所長となった方である。手稲区への訪問については5月中くらいで、その方と副主幹の2名で北海道の保健福祉部に表敬訪問をし、札幌市手稲区役所に訪問したということである。用件としては、滝川から手稲区に移管した片倉世帯の生活実態、札幌市内医療機関への通院の必要性と病状経過について話をしている。片倉氏については元暴力団と傷病多子世帯であることから、滝川市としてもそれなりの処遇方針や指導方針について連絡をしている。片倉氏の世帯のほとんどは札幌市に移管をして保護を受けているが、一部世帯員は滝川市で保護しているため、今後とも世帯に関する情報交換や手稲区、札幌市、滝川市との連携を強化したいということをお願いに行ったと聞いている。もう1点の個人情報保護条例によって情報開示すべきことを審議会で決めるべきであり、審議회를近々に開催することを市長に進言すべきとの質疑があった。これまでも総務課の法制担当とも十分に協議し、報道機関等とは別の観点で個人情報伝えている。先の厚生常任委員会でも説明し、先ほど居林部長からも申し上げているが、個人情報の目的外利用という形で行ってきた。その根拠については清水議員がおっしゃっている個人情報保護条例第8条第1項第5号に規定されているように審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要があると実施機関が認定して行っていることである。審議会の意見についてだが、平成12年の策定のときに、大まかな事例について既に承認をいただいている。これに該当するものは、公益上必要があれば目的外利用を行うということになっている。これらの各事例のいずれにも該当しない案件が出てきた場合については、当然当該案件の具体的な説明を行った上で審議会の意見をいただくことにしている。したがって、現時点で審議회를開催し、意見を聞いたとしても委員の皆さんに示せる個人情報の範囲が決して広がるものではない。示すことは限界があることを理解いただきたい。市の法制担当とも十分協議をした。

越前主査

清水議員からの質疑で答弁保留をした2点について答弁する。元暴力団の枠を外すことについての質疑だが、清水議員はその他の問題行動というのは暴力行為だけではないとのことで、道に確認をして次回回答するという事だった。その他の問題行動とはどういったことなのか道に確認したところ、元暴力団と言われている者がその行動についてあおったり、その行動を勧めて認めることのない限り、その部分については反社会的行為、その他問題行動とは言えないとのことだった。あくまでも元暴力団というのはその本人についてのことなので、その世帯については関係がないということだった。また多額の移送費をかけて市外病院に通院してるという行動だが、それが問題行動に当たるのかどうかは、全く関係のない話であるとのことだった。ただ本人が暴力を振るったり、警察に逮捕されるような行動があった場合にはその他問題行動に当たるとのことだった。もう1点、前回医師についてA、B、Cという形で答えさせていたが、そのほかにどんな医師がいるのかという質疑について答弁させて

いただく。前回の厚生常任委員会の中で、AからEまで答えたが、Bが勝彦氏とひとみ氏で重複しているという話をしたと思う。実はひとみ氏についてBだった医師はFだったので、前回報告したのはAからFになる。このほかにJまでおり、10人になる。そのうち勝彦氏についてはA、B、D、E、Gの5人、ひとみ氏についてはC、E、F、G、H、I、Jの7人である。その中で勝彦氏とひとみ氏の重複がEとGである。勝彦氏には医師が5人いるが、そのうちストレッチャーを認めている方は2人でAとB。車いすが2人でD、E。Gの医師については車いすを認めていない。ひとみ氏については、7人の医師のうちストレッチャーは3人でC、E、Fとなっている。普通タクシーは1人でJ。残りの3人は不要と答えている。診療科、市内外をAから答えていく。Aは内科、市外。Bは耳鼻科、市外。Cは耳鼻科、市外。Dは内科、市内。Eは精神神経科、市外。Fは耳鼻科、市外。Gは内科、市外。Hは内科、市外。Iは内科、市外。Jは神経科、市外。以上である。

委員長

これより質疑を受けるが、冒頭に部長から説明があった道の特別監査並びに福祉事務所の具体的改善策については後ほど詳細説明をしていただくので、まず配付した資料に基づく質疑並びに答弁保留した事項に対する質疑を受ける。質疑はあるか。

酒 井

- ① 容疑者世帯の保護を廃止したと説明があったが、いつ廃止となったのか。
- ② 今回出されたタクシー代の見積書は5月24日である。以前の資料で6月18日に出されたタクシー代の見積書がある。これを見ると金額的にも違いがあり、中身も大きく違う。今回出された見積書は市外の別の業者のものなのか。今回利用したタクシー会社以外の業者として見積もられたと思うが、この2社のみ見積もり、ほかの業者の見積もりはないと確認してよいか伺う。
- ③ 資料2枚目の給付要否意見書についてだが、3枚目、4枚目の意見書の様式と比べると違う部分が随分あるという印象を受ける。それといつもある福祉課の受付印がない。この要否意見書はどういった形で出されたものなのか、非常に疑問に思う。3月13日、片倉勝彦氏が転居してきたその日の給付要否意見書ということもあり、その点についても疑問に思う部分が多い。恐らく滝川市内で受診されたのでこういった形で出されたのかとも思うが、もう少し具体的な説明をお願いしたい。
- ④ 答弁保留されていた部分で伺う。保護申請4日後、今からタクシーで札幌に行くと言われたときに、全額自己負担になる、市外病院は認められないと説明したとのことだが、その時点で市役所に来るよにということもなく、ただ全額自己負担になるという説明だけで終わらせてしまったのか伺う。
- ⑤ ひとみ氏のタクシー利用が10月から始まっているが、タクシー会社から請求を受けた支払いではなく、このときも勝彦氏と同様に立てかえ払いをしたと確認してよいか伺う。
- ⑥ 資料請求についてだが、引っ越し代の見積書については出せないとのことだった。根拠となるのは生活保護手帳に載っている秘密保持の義務とのことだが、このために出せないというものなのか。ほかのものも都合の悪いものは全部出さなくてもいいということになってしまう。そういう点で個人情報保護の審議会を開くのは当然行われることだと思う。そういうことは所管が判断できる問題ではないと思う。全くそういったことを考えずに、生活保護手帳の問答集の中で示されているものが根拠だということであれば、今後も資料請求しても出てこない可能性がある。こういうときこそ個人情報保護の審議会の中でし

つかりと議論しなければならぬ問題だと思いが、その点についてつかりと説明願いたい。先ほどの説明のとおり審議会を開くつもりはないのか。

⑦ 通告で質問した嘱託医についてだが、前回の清水議員の答弁保留の中身でもあるので伺う。嘱託医をここに呼べないことについて多忙であることが理由として出されていた。嘱託医の都合に合わせてでもこの委員会の中で明らかにしなければならぬと思う。当然嘱託医でなければ知り得ない情報というものもたくさんある。例えば検診命令にかかわる部分というのは嘱託医以外知り得ないし、そのことについて聞き取りなどをしたと言うが、私が聞きたいことについては説明されていない。この件について伺う。

⑧ 医師AからJについてだが、口頭で説明されてもわかりづらい。これを表にして資料で出していただきたい。

⑨ 資料回覧で診療日がわかる資料があったが、これも各医療機関に分かれていますのでわかりづらい。カレンダーに丸をつけたり、数字を書くような形ですぐにわかるようなものを出していただきたい。

越前主査

① 勝彦氏とひとみ氏の廃止日についてだが、12月29日付である。つまり28日までは生活保護世帯である。

② 資料の見積もり業者だが、当該問題になっているタクシー業者であり、2社の見積もりを取った。

③ 要否意見書の様式についてだが、3枚目の要否意見書は保護決定後に出されるもので、パソコンで出しているものである。2枚目は保護決定前のもので、パソコンにデータとして入っていないため手書きの要否意見書となっている。

⑤ ひとみ氏の通院費は、当初から業者払いになっている。

橘 課 長

⑥ 以前の委員会でも話したとおり、本件についてはあくまでも通院にかかるタクシー移送である。未提出の資料については寛大な理解をいただきたい。札幌転出についての移送費については、当然本人からの見積書の提出もあった。皆さんが一般に使われている大手引越し企業の見積もりもあったが、安価な事業所ということで選んだ。多子世帯なのでかなり家具も多いことから、梱包作業を含めたすべての業務ということでそれなりの金額になった。

④ どうして市役所に来なかったのかという話だが、本人の病状から判断してなかなか歩いて来れる状態ではないので、電話での連絡となった。

居林部長

⑦ 嘱託医の関係だが、答弁留保という理解はしていない。私は前回の委員会の折に酒井委員から通告質問をいただき、先生の忙しい中話をさせていただいた。その結果をもとに私がかかわって答弁をした。このことに関してそれ以上のことがあれば、私どもも出席できるかどうかも含めて相談をするが、できない場合についてはまた同じような形になる。

⑧⑨ 資料についてだが、委員長に相談を申し上げたい。先ほどのような内容の資料についてはもう少しゆっくりと話をすればいいのかもしれない。資料については委員長のほうで整理をよろしく願いたい。

酒 井

① 今回出されたタクシー見積もりの資料だが、金額を見ると以前に出されている見積書と大きく異なる。異なるだけならいいが、今回出されたほうが安い。そこがどうしても解せない。以前の6月18日では往復8時間貸し切り20万円、そのほか加算額が出されている。金額と中身を見るとなぜ当該タクシー会社を利用したのかわからない。この辺についてもう少し詳しく説明願いたい。

② 要否意見書の様式が違うのはパソコンと手書きの差ということだが、2枚目には受付印が押されていない。どうも別のものがあるのではないかと思われる

る。決定前のものなのか、決定後のものなのか、この辺について再度確認したい。

③ 電話の件について伺いたい。市役所に呼ばなかった理由としては病気で来られないとのことだが、そうであれば担当者に行くことはできなかったのか。結果、通院を許してしまったことに関して全く落ち度はなかったのか。担当者が行くこともなく終わってしまったのかもう一度確認させていただく。

④ 嘱託医にかかわる問題だが、私が以前に通告した中身では嘱託医でなければ答えられないというところも随分ある。例えば意見書について疑問がなかったのか。金額については言っていない、あくまでも病状について把握するのが嘱託医としての役目であると言われていたが、耳鼻科でストレッチャータクシーが必要だと言われているのか。嘱託医が担当医と電話で話しあったということだが、実際にそれはどのような内容だったのか。そういったことも含めて示されていないので、私は嘱託医の出席を求めている。それについても先ほどと同様の答弁になるのか伺う。

越前主査

① 別の1社のほうが安いのではないかということだが、当時比較検討を行っている。値引き後20万円となっているが、この中から高速料金を引くことになり、その値段は18万9,400円になるが、これはあくまでも6時間半という計算になる。当該タクシー業者は8時間なので計算すると約23万円となる。さらに今回提出させていただいている業者の場合は、介助人費用というのが計算されていない。その部分を計算すると約28万円となる。そういったことを考えると当該業者が安いという認識だった。

② 様式の違いについてだが、生活保護が決定した場合はパソコンから打ち出される。生活保護決定自体は3月17日であり、13日はまだ生活保護決定前なので、パソコンから様式が出てこない。手書きの様式となる。タクシー通院の決定云々という話ではなく、生活保護自体の決定前、決定後で様式が違うということである。1枚目の受付印の関係だが、受理年月日のところに日付印が押されているかどうかであり、それが押されていない場合は受付印という形になっている。

橘課長

③ 電話を受けたのは前の査察指導員である。その指導員と会い聴取した中での答えだが、今すぐ札幌の病院に行きたいということではないと聞いている。こういうことでタクシーを使いたいがどうなのかというだけの話である。もし今すぐ行くということであれば、当然査察指導員もちょっと待ってほしいという対応ができたと思う。

居林部長

④ 嘱託医の関係だが、主治医の意見書で嘱託医が判断をするという制度である。ただ事実上、専門医の判断を尊重することがあると思う。当初嘱託医が疑問に思った折には、そのことで主治医のほうへ連絡を取り合った経過もあるが、その中ではそういったことが必要だと主治医から話があり、嘱託医も納得をしたということである。

委員長

ただいま説明のあった嘱託医の件だが、議会において通告質問の説明員の指定はできない。要望として嘱託医の説明を求めるとするのが妥当だと思う。ここで休憩する。

休憩 15:06

再開 15:14

委員長

休憩前に引き続き委員会を再開する。

資料請求についてだが、医師の一覧と先ほど回覧した通院証明書の一覧の2点

だが、医師の部分については口頭説明で確認できないか。

酒 井 口頭説明で理解できなかった。ただこれをしっかりとした文書として出していきたい。

委員 長 このことについて何か意見はないか。

堀 田 資料は知らない。

委員 長 ほかに何かあるか。

渡 辺 賛成。

(何事か言う声あり)

委員 長 この2件については提出願う。

越前主査 資料の様式について確認させていただきたい。

酒 井 ベストなのはAからJまでがわかる形がいいが、それができないような形であれば、医療機関にかかった箇所数でいい。

委員 長 他に質疑はあるか。

渡 辺 ① 以前は5人の医師と聞いていたが、きょうはAからJの10人となった。その理由は何か。ひとみ氏は精神科と耳鼻咽喉科ということだったが、先ほどの説明を聞いているとまだほかの科があるようだ。口頭で言っているのでもうわかりにくい。もう一度ひとみ氏の診療科を市内外合わせてはっきりしてほしい。

(「資料で出てくる。」と言う声あり)

以前の説明と比べてきょうの説明では、診療科がふえている。それらは適当だからそうなる。内科なんて聞いてなかったなのでその辺を説明願う。

② 橋課長から嘱託医と札幌の主治医との関係の口頭説明はあったが、それを示すものがない。滝川の医師の判断が主体となるべきだと思う。話し合った云々ではなく、それらを示す文書などがあれば示していただきたい。

③ 生活保護法第24条に、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとあるので、このときの保護申請書と片倉氏への通知文書を提出していただきたい。資料の3つ目だが、この時点で滝川市が依頼した医療機関、嘱託医の診断書または意見書を提出してほしい。滝川の診療機関、嘱託医がしっかりとこういう診断でこういう意見だという結果を滝川に出してあり、その結果、札幌の主治医とつけ合わせをしていると思う。滝川での診断書または意見書を示していただきたい。この資料について、勝彦氏、ひとみ氏の各3点を示していただきたい。

越前主査 ① 今回医師数がふえたという部分だが、前回答弁させていただいたのは、前回の資料をもとに説明させていただいた。そのとき5人のほかに何人の主治医がいるのかという質疑があり、記憶が定かではないので答弁保留をさせていただいた。

橋 課 長 ②③ 資料提出についてだが、前段に居林部長から生活保護手帳別冊問答集という抜粋に基づき、秘密保持の義務についての説明があった。保護台帳を含めた申請書、収入申告等についてはすべて正に守秘義務のものである。そういった関連から申請書等については提出できないので、理解願う。

越前主査 ① ひとみ氏の医師数についても先ほどと同様に、答弁保留した形なので、前回より数としてはふえることとなった。

渡 辺 保護手帳抜粋の秘密保持の義務についてだが、この見解は分かれると思う。そういうことをしているから長引き、一回一回質疑をしなければわからないよう

なことになる。最初の申請書がどうなのか、その申請書に対して滝川市が主体的に生活状態と身体状態を検討した結果をきちんと知らせなければならない。それを電話や口頭でということにはならない。生活保護法第28条において瑕疵がある感じである。この第28条に基づいた資料を提出してもらわなければならない。秘密保持であるならばそこは黒塗りになっても仕方がないと思う。そういう資料があるのかないのかもあやふやになっている。秘密保持の義務というが、公共の福祉に反しており、申請をしたのかどうかなども大事なところである。ぜひ提出してほしい。

委員長 資料請求は先ほどの答弁でできないとのことなので、意見ということで伺っておく。

渡辺委員長 でも私は資料請求の発言をしているので、この事実は隠してはいけない。出せないという答弁があった。隠しているということではない。他に質疑はあるか。

堀田 介護タクシーに関しては5回の常任委員会、臨時会、定例会では10名が一般質問をして、十分論議を尽くしていると思う。きょうの常任委員会は、また入口から始まりまったく進歩がない。これは何回やっても同じことの繰り返しだと思う。この問題は外部検討委員会でもやるので、今片倉氏の通院がどうだとか、AからEだとか、そういったことをやる論議の場ではないと思う。渡辺委員も何カ月も経過してから最初の診断書云々をいう時期ではないと思う。同じことをいつまでも続けている感じがする。いじめ、談合問題、この介護タクシーと滝川のイメージをものすごく悪くしている。それを長々引っ張ると、滝川市民も、これから滝川に住みたいという方も減っていくと思う。いつもテレビや新聞記者がこの常任委員会や議会を傍聴していること自体が異常である。今後どうあるべきかということを前向きに検討してほしい。そう私は望んでいる。

委員長 意見ということで承っておきたい。重複した質疑がないように進めていくつもりでいる。委員の方、委員外議員の方も協力をよろしくお願いしたい。ここで休憩する。

休憩 15:37

再開 15:50

委員長 再開する。他に質疑はあるか。

本間委員外議員 確認の意味で質疑をさせていただく。見積書の関係だが、6月18日付と5月付のものがあるが、これはだれが会社に求めたものなのか。

越前主査 基本的に見積書は本人が取ることになっている。それを市として検証することとしている。

本間委員外議員 検証というのは、この2通の見積書だけで検証したということか。

越前主査 当該タクシー会社と今回資料提出した会社の2社である。当時民間救急車を持っている会社は札幌に3社あった。今現在はふえている。

本間委員外議員 いわゆるルール上、市からは見積もりを取らないということか。3社あるのであればもう1社からは取らないのか。どう見ても大きい額であり、どのような対応をされたのか。多分通常の料金というものを意識しながら検討したと思うが、その辺の経緯について伺う。

越前主査 当時としては、本人に見積もりを2社以上取ってくるように話をした。こちらの見積もりについてはファックスで送られてきたものである。検証についてだが、通常言われている何も装備のないストレッチャータクシーというのは勝彦氏については該当しない。先ほども言った民間救急車に該当するところが3社

- あつたが、もう1社については当時見積もりを取っていない。
- 本間委員外議員 支給した時期のずれもあるし、見積書のずれもある。これに関してはどういう意味なのか。
- 越前主査 今後の検証委員会でもこの件については触れられることになると思うが、当初申請があった3月の時点では見積もりを取っていない。そのときに参考にしたのは札幌市の実績だった。またほかのケースだが、違う市までストレッチャータクシーで運んだケースがあり、そのときに算出したキロ単価があった。それをベースにして酸素や介助員がついた場合、札幌のベースにおいてはこのくらいの金額になるだろうという認識だった。その後私が査察指導員となったが、それではまずいのではないかということで見積もりを取らなければならないと思った。そこでずれが生じてきている。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水委員外議員 ① これまで10月27日、12月1日の要否意見書を出されていたが、きょう出されたひとみのは同時期の11月9日と11月10日である。これまで出されたのは両方とも耳鼻咽喉科だったが、この要否意見書の診療科は何か。
- ② 前回の委員会では夫婦とも25万円の民間救急車でなければだめだと言った医師がいたということだった。その医師は何科なのか。
- ③ 1番受診回数が多い医師はどの医師か。
- ④ いまだに札幌の20万円のことを言っている。福祉事務所は現時点で一切滝川市内のストレッチャータクシーの見積もりを取っていないが、今でも正しかったと思っているのか。当時そういった見積もりを取らなかったことを後悔していないのか。当時見積もり先を札幌に限定したことについてどう考えているのか。
- ⑤ 医療要否意見書等により移送を要することが明らかな場合云々という例外規定があるが、これにより3月に給付要否意見書を取らないでタクシーに乗り、3月22日に決定、4月2日に支払い命令をしている。そこで問題なのは医療要否意見書等とは何なのか。
- ⑥ 領収書を持ってきているが、資産は22日の段階で何十万円かは持っていたことになる。そういう資産があることについて、22日の保護開始決定のときに判断材料とされたのか。22日以降にも現金で60万円を使っており、保護家庭に60万円なんてあるわけがない。そういうことをどのようにとらえ、この領収書の支払いを決定したのか。
- ⑦ 前福祉事務所長が手稲区役所に行った件だが、手稲区役所は滝川市は来ていないと言っている。しかし前福祉部長は区役所に行ったと言っている。本当に区役所に行ったのかどうか。区役所で確認がとれているのかどうか。
- ⑧ 前福祉部長は片倉氏と会った可能性があるが、この日会ったのかどうか。
- ⑨ 今回12月に世帯ごと保護が廃止されたという説明だった。保護が切れたのは2回目である。1999年の4月から9月にも辞退ということで保護が廃止された。このときなぜ保護を受けなかったのか当時の状況について伺う。
- ⑩ 元暴力団関係者ということについて答弁があったが、世帯員の行動をあおったりなどということをやっていたが、勝彦氏は世帯主である。後は全員未成年である。あおるとかあおらないということではなくて、18歳未満の子供たちについてやっていること自体が世帯主の責任ではないか。道との話をもう少し詰めたらいいと思う。あおっていなければ子供が何をやってもいい、子供が暴走行為をしてもいいということではないと思う。しかも18年の夏ころから1年

以上1台500万円もの車が10台近く置いてある。やはりお金が入り始めてから買っているようである。これについては警察から全く情報がなかったと言っているが、行っていればわかることである。私も逮捕前からずっと見ている。8台から急に5台に減ったが、ずっと5台くらいはある。これについてはお金との関係も当然考えていいことだと思う。もし流れているとすればそれは問題行動である。そういったことから本来なら疑いをかけなければならないときに、不適切な判断だったと思うが、考えを伺いたい。

⑪ 情報公開について伺う。提出された資料についてだが、生活保護の受給者を国民すべてのトップとして情報を守ってやりなさいということを書いているわけではない。普通の国民と全く同じである。この生活保護手帳の中身と個人情報保護法と滝川市個人情報保護条例、どれが上なのか。生活保護手帳に載っていてもいなくても、公益の必要上認めるときはいいと。しかもそれは審査会に聞いてみないとわからないというのが筋だと思う。そういうふうを考えていないのか。上位法はどちらなのかを確認をしたい。

⑫ 嘱託医についてだが、渡辺委員が第28条のことを言っているが、本当に大事なところである。保護の実施期間は必要によっては検診を受けさせなければならない。札幌の病院ばかりでおかしいと思ったら検診命令を出せる。検診命令については保護手帳にも書いてある。つまり札幌で継続するか、滝川にするか迷ったら検診命令である。それに従わない場合が必要があると認めるときは第28条第4項に定めるところにより、保護の開始や変更の申請を却下、または変更停止、廃止を行うこととなっている。検診命令は福祉事務所がまず必要だと思ったら、嘱託医の意見を徴するという順番である。なぜ検診命令を1回も出していないのかを伺う。

委員長 滝川市内のタクシー会社の見積もりを取っていない件については、前回にも同じ質疑が出ている。滝川には酸素ボンベや介護員がつくような該当する会社はないので取っていないとの答弁だった。その答弁でよいか。

清水委員外議員 違う見解である。所管は市内のタクシー会社には電話もしていないければ、訪問もしていない。酸素吸入器というのは背負って移動できるものなので、滝川市内でも400人くらいの方が使っている。ごく普通のものである。ストレッチャータクシーに携帯用を持っていけば乗れる。道内で札幌にしかないような民間救急車でなくてもいいと考える。当然滝川市内にあるストレッチャータクシーでもよかった。ネットだけしか見ていないようなので、そのときの行動が今となってはどうだったのかという質疑である。

越前主査 ④ タクシーの関係だが、当時としては申請時のときも医師の診断書があったが、その中で民間救急車と明記されていたので、まずそちらをベースに進めた。ひとみ氏のストレッチャータクシーの使用については、勝彦氏と違うということで、今現在の反省点として、そのときの調査をもう少し行うべきだったと思っている。

⑨ 以前の保護廃止の理由については、個人情報保護の点で答弁できない。

⑩ 暴力団関係の取り扱いについては、先ほどの答弁のとおり道へ確認をしたが、もう一度、清水議員の言われた観点で確認をしたいと思う。ただ先日道へ確認したところ、元暴力団というくくりについてはあくまでも本人についてであるとのことだった。

⑫ 検診命令の関係だが、嘱託医の意見を伺うとあるが、嘱託医は必要な医療だということを確認をいただいているので、当時としては検診命令の考えまで

- にはいっていない。また実際にそういった行動も起こしていない。
- 橘 課 長 ⑦ 前福祉事務所長が手稲区に行っていないのではないかという話だが、私の聞く限りでは5月23日に前福祉事務所長と当時の副主幹の2名が行っている。そのときに手稲区役所の課長と会っている。
- ⑧ 片倉氏と前部長が会ったという件だが、その日に会ったとは聞いていない。その前後は福祉事務所によく来ていたので、何度か部長との面会はあったと思う。
- ⑥ 60万円の領収書の件だが、保護者世帯についてはそういった高額なお金を持っていないのが普通である。私が知っている限りでは、本人が知人からお金を借りて立てかえ払いをしているということだった。
- 越前主査 ① 今回提出した資料の片倉勝彦とひとみの医師についてだが、3月17日の勝彦分はD、内科。11月11日のひとみ分はE、精神科。11月13日はF、耳鼻科である。
- ② 夫婦とも民間救急車でと言ったのはEである。
- 居林部長 ⑩ 個人情報の件については、冒頭で生活保護の事務の場合、生活保護手帳に基づいて秘密保持の義務があるとの話をした。私どもケースワーカーは、生活保護者であっても個人情報は同じように保護されるべきだと生活保護の基本として思っている。特別扱いをしているのではなく、通常の個人情報と同じ扱いだと考えている。特に生活保護世帯といったものを一切口外をしないのは当然のことである。それを基本に今回の事件について皆さんに話をしてきたつもりである。ただ厚生常任委員会でも話をしているが、個人情報保護条例の目的外利用という形でこの委員会に基本的な考え方より、限度を超えているのではないかという話もあるが、かなり移送費に関して話を申し上げているところである。審議会の意見を聞けばいいのではないかということもあるが、先ほど橘課長からも話をしたとおり、審議会の意見を聞いた上で、公益上特に必要であるといったものについて、この条例の制定当時にならぬようなものが目的外利用が行われるかどうかを既に審議会で審議をしている事項がある。その中に国、他の地方公共団体等の事務または事業の目的に基づく調査研究等の研究があると認められたときについては、他の地方公共団体等の中に議会も含めた形で拡大解釈をすべきだろうという法制当局の判断もあったので、審議会の意見なしにここまでの移送費に関しての話をしてきた。基本的な考え方とその上で、個人情報保護条例を配慮しながら私どもとしては、答弁なり資料請求にこたえてきたつもりである。
- ③ 1番通院回数が多いところは、勝彦についてはG、ひとみについてはJである。
- 清水委員外議員 ① タクシーの利用についてだが、最高級の医師がなぜそういった判断をしたのか。ひとみも含めてこの医師の意見を重く見たのか。
- ② 通院が多かったのも、普通タクシーだが、ひとみについてその必要性を認めたのも神経科。このことについてどのような判断をしたのか。
- ③ 3月、4月の問題だが、ひとみの見積もりを取っていないことについては前々回も瑕疵という言葉を使って謝罪しているのでいいが、夫について伺う。民間救急車と明記されていたからという表現があったが、これは何に明記されていたのか。どうしてそれを中心に考え、それ以外を柔軟に考えなかったのか。
- ④ 60万円を知人から借りて、立てかえたという話はとても通る話ではない。きちんと証拠を取らなければならないと思う。だれから借りたのか。そしてそ

の借りた人のところへ行って確認をする。生活保護制度はそういうものだと思う。つまりお金を借りて、そういう形でしのげるのであれば、保護を受けさせるのかどうかも検討することになると思う。片倉の言葉だけをうのみにしたのか。それともだれから借りたかを確認して、証拠をつかんで認定をしたのか。

⑤ 個人情報について、他の地方公共団体並みに議会を認めると言っているが、どこまで見せるかは福祉事務所長が判断をしている。そこを判断するのが審査会ではないのか。今初めて議会に対して公に必要な場所だと認めた。これは重大だと思うが、そこに対しても量的に制限をし、それは福祉事務所長の判断ということになる。福祉事務所長が判断するのではなく、審査会にもっと量的にも拡大をして情報公開することを求める。一応考え方を伺いたい。

⑥ 必要な医療だと嘱託医が言っているというが、これまで嘱託医に金額も示していない。嘱託医も金額を示されなくて、どのような判断ができたのだろうかと思ふ。入院や転院の道はないのかと悩んでいながら一度も検診命令を出さないのは理解に苦しむ。嘱託医を利用しているようにしか聞こえない。金額も含めた全部の情報を見せて、それでも嘱託医が言うのとは違い、上っ面の話しかしないで、1億円、2億円とどんどんふえていくものについて、嘱託医が必要だと言ったから検診命令を出さなかったというのは、これまでの答弁と全く変わらない。この段階では、最初はそう言っていたが、実はこうだったという答弁が出てしかるべき。嘱託医が言ったからだ、いまだにあなた方はそれが正しい評価だと思っているのか。

⑦ 問題のある家庭には立ち入り検査もできる。この家庭に10台もの高級車が常時ある。なぜあるのかを立ち入り検査をしたのか。ここには白いセルシオに乗っている30歳くらいの男が常時住んでいる。そういったことも立ち入り検査できちんと聞き、きちんと指導をしたのか。

越前主査

② なぜ精神科の医師の診断を尊重したのかについてだが、最初に勝彦について認めたのはAの医師である。その後勝彦とひとみの両方に必要だという言い方をしているのは、精神科の医師である。なぜ精神科にタクシー通院をさせているのかは、病状把握をしており、その中で通院の必要性を確認している。

⑥ 以前の答弁でも話したと思うが、医療についての判断なので、嘱託医には特に金額の話をしていない。

⑦ 立ち入り検査の関係だが、私たちは居宅訪問を行っており、家の中に入る。そのケースの世帯は私たちが入ることを拒むことはできない。それは私たちに立ち入り検査権があるからである。片倉の家庭についても当然家の中に入り話をしており、今清水議員の言われた30歳前後の男性を見たことがある。ただ毎回いるわけでもなく、だれなのかと聞くと友人だと答える。毎回見ていれば別だが、そこに住んでいるかどうかの判断には至っていない。

橘 課 長

④ 高額なお金を保護世帯が持っていたことについて、私の聞いている中では人に借りたということだが、本来であれば、いつ、どこで、だれに借りたのかをもっと聞くべきだったと反省をしている。片倉については非常に交友関係が広いと聞いている。もう一步中に入って聞いていれば確認できたことだと思う。

越前主査

⑥ 検診命令の件で補足させていただく。現在の反省点として検診命令を行うべきだったと思っている。

委員 長

まだほかにも報告案件が残っているので、簡潔にお願いします。

清水委員外議員

① 立ち入り指導について、30歳の男にはときどき会ったが、それ以上は進んでいない。本当に中途半端な甘い指導だったと言わざるを得ない。それだけ

巨額のものが支出されているが、ただ見ただけで終わっている。10台の車については確認したのか。どのような調査をしたのか。

② 検診命令について、反省点として行うべきだったと思っていると答えた。常識的に当然のことである。なぜそのときに検診命令を出さなかったのか。嘱託医が言ったからだ、今でもそれを理由にするのか。

③ 99年4月から9月について、私が得ている情報では、片倉勝彦は覚せい剤の前科があり、執行猶予を受けているということである。逮捕、裁判、執行猶予がこの時期と重なる。これがもし事実だとすれば、先ほどの個人情報云々ではとどまらない大きな話である。そういった前科などについて、ないとこの時点で断言できるか。

越前主査

② 当時なぜ検診命令を行わなかったのかということだが、検診命令を行う者は嘱託医もしくは公的医療機関である。検診命令の考えが全くなかったわけではない。検診命令を行う場合、嘱託医が認め、次に公的医療機関に検診命令をかけるべきだが、滝川市の公的医療機関となると滝川市立病院であり、嘱託医は滝川市立病院長である。そこで検診命令をかけても当時は意味がないのではないかということもあった。もう一つ、片倉氏は精神科にも通っているということもあり、ちゅうちょして行っていない。ただ今となっては、砂川市立病院などに検診命令をかけるべきだったのではないかと反省をしている。

① 10台の車すべてについて確認はしていないが、そのうちの何台かについてはだれのものかと聞いている。友人のものだということだった。実際こちらで確認をしたところ勝彦、ひとみ名義のものは出てきていない。30代の男については10回行って10回見ているわけではない。清水議員がいつから確認をしているかわからないが、住んでいる様相を呈してはいなかった。それだけは言わせていただく。

居林部長

③ 何度も申し上げているが、私どもは被保護者の個々の状況について逐次申し上げるわけにはいかない。今回についてはあくまでも移送費の事件に関してそれなりに皆様に情報提供するなり、資料提供をしてきた。私どもは前科などに関して答弁することにはならない。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

配付されている北海道の特別監査、福祉事務所の具体的改善策について説明していただく。

佐々木参事

(別紙資料に基づき説明する。)

橘課長

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わった。質疑はあるか。

堀

現在生活保護を受け、タクシーで病院に通院されている方もいると思う。そういう人たちが肩身の狭い思いをしないよう相談に来たときにはのってほしい。こういう時代なので、生活保護世帯がふえていくと思う。このマニュアルにあるように客観的、常識的な判断をより一層進めていただきたいと思う。答弁はいらない。

委員長

他に質疑はあるか。

酒井

私も意見だけ述べさせていただきたい。後段の自立支援プログラムについてだが、今回の片倉夫婦の件は極めて例外なケースであり、大多数の生活保護受給者はまじめに受給されている方がほとんどである。そうした中で自立支援という極端な形で保護廃止につながることをないように申し添えておきたい。

委員長

他に質疑はあるか。

- 本間委員外議員 再発防止に向けてについてだが、ここで抜けていると思うのは市役所の組織の問題である。恐らく全体で考えられているとは思いますが、議会でも考えている。例えば現場ではすごく問題意識を持っているが、直属の上司が受け流したりする。これは非常に苦しいことだと思う。そのようなことを整理できるような仕組みをつくっていかねば、大きい組織の中ではなかなか解決しないと思うので、十分に考えてやっていただきたい。答弁はしない。
- 委員長 他に質疑はあるか。
- 清水委員外議員 ① 道の改善を要する事項について質疑をする。(4)で名前が伏せられているが、何名か。稼働年齢層で就労阻害要因がないにもかかわらず稼働能力の活用が図られていないというのは、ほかの例ではあり得ない。就職を探しなさいとか、職安に毎月何回行っているのかということは、ほかの家庭に対してはやっている。どのような就労指導を行ったのか。
- ② (3)についてだが、10台もの高級車があり、車庫にも入っているのにほかの名義だからいいという答弁が、道の改善指導にもあらわれていると思う。相手に確認して信用したということでは納得できない。道も納得していない。なぜそのようなことを放置せざるを得なかったのか。先ほどから査察が一生懸命答弁をしている。新任の課長も答弁している。十分に調査したわけだから、きょうは部長が中心となって答弁しなければならない問題である。査察は管理職ではない。事ここに至ったら、部長がどのように答弁するかが、すべてである。なぜ道にここまで言われるようなことをずるずるとやってきたのか。部長の答弁を求める。
- 越前主査 ① 稼働年齢層は2名いる。その1名については、年齢の関係もあるが、就労阻害要因がないとは言えない。こちらの指示、指導についてだが、ハローワークに通うべきなどの話はしている。道から指摘をされているので確かに十分ではなかったという面はある。ただ清水議員は丸っきり行われていなかったような言い方だが、そうではなくここに書かれているとおり、指示、指導は行ってはいたが、それが不十分だったということである。
- 居林部長 ② このような事件に至ったことは、議会や委員会できいろいろと指摘をされている。また今後検証委員会でももっと深く検証した中での報告書が出されるものと思っている。私どもは今回、再発防止策というものを提出させていただいた。これについては、個々の時点でもっと徹底したことができれば防げたかもしれないという反省に立って、この再発防止策を練ったところである。検証委員会や第三者委員会の結果に基づいて、次は責任などが話題になると思うので、そういったものの対応についてきちんとしていきたいと思っている。
- 清水委員外議員 保健福祉部長は、平成18年4月1日に新任されて1年と7カ月ほどこの関係について決裁してきた。改善策の中に多くの目でチェックをしていくということがいろいろなところで言われている。この1年半余り、片倉の問題に部長として実際にどのようにかかわってきたのか。この間の委員会では、具体的に見えてこない。課長まで判を押してきたから自分も押すというようなほぼ任せっきりの状況だったのか。それともおかしいと思い、かなり自分なりにチェックをして、複数の目のチェック機能を果たそうとしてやってきたのか。
- 居林部長 当初の段階から査察指導員なり、課長なりにこの移送費の仕組みについて聞いてきた。医師の診断に基づいた通院証明もあるので、制度的にこういったものは支出しないとならないという説明を受けてきた。ただこの額は常識的にどうなのかと疑問を持っていたので、一昨年に道の監査があった折に、きちんと確

認をするようにと指導等をしてきた。また弁護士の先生にもこういったことに関してどうなのか積極的な相談をすることについても指示をしてきた。今反省としてそういったことを徹底的にやらせること、また私どもも改善の内容に書いているが、管理職も含めて直接的な対応が必要だったのではないかと思っている。今後の検証委員会の結果等にもよるが、福祉事務所としてきちんとした改善策を講じていくことを皆様方に明言をしたいと思う。

清水委員外議員

管理職も実際に動くべきだったというような表現をされたが、それは逃げているのではないか。管理職以上は具体的にかかわっていない。査察以下がやってきたことを判断するにとどまっていた。そういった答弁である。検証委員会や第三者委員会で管理職は何をやっていたのかと問われたときに、管理職も実際に深くかかわってやっていたということになると、虚偽答弁になる。本当に今のように実際に手を下してないような管理職活動をしていたと確認してよいのか。こういった問題の原因については、ミスを隠したいがためにどんどん膨らませていった。もう一つは、威嚇を受けていないが、相手が手をつけられないようなやからだったと、言われている。実際はどちらなのか。

居林部長

先ほども申し上げたが、医師の診断で移送費を出しており、私どもは多額の移送費に関して何とかしたいという思いはあった。今になって個々の反省点はあるが、決定的に何が問題だったのかということは検証委員会等で検証され、厚生労働省でも適正な支出だったのかどうかきちんと判断されると思う。管理職の対応としてどうだったのかも、私どもの判断ではなく検証委員会なりで判断がされると思うので、今の段階でそのことに関して申し上げることにはならない。

清水委員外議員

検証委員会があるから、答えられないというのは納得できない。一体この委員会は何なのか。反省すべきところはどこかということ具体的に述べるのが真相解明になるわけで、肝心なことになると検証委員会があるからと述べられないのであれば、この委員会の役割はない。検証委員会は検証委員会。管理職は具体的にかかわっていたのか、いなかったのか。そしてここまで膨れたのは相手が暴力団だったことが大きく影響したのか。それともミスを表面化させないための隠ぺい、保身だったのか。上からの指示があったのか。それを言う場所が委員会である。

委員長

部長が言われたことについて、私の見解では、管理職としての仕事をしていましたが、自分で自分を判断することはできないので、適正な判断は検証委員会に任せるとのことだと思う。管理職としてまるで仕事をしていなかったという言い方には聞こえない。管理職としてもっと突っ込んでやっていけばよかったと受け取れる。

清水委員外議員

2億3,800万円まで膨れ上がった要因を先ほど上げたが、多くの人はこのうちの一つだと考えている。そうなのか、ほかにも何かあるのかが、一番大事なところである。この原因は何だったのかをみずからの口から述べるのが、この委員会での全様解明で必要なことである。一番知っているのは自分である。客観的評価をしてもらえばよいが、みずからはこうだったということを語るべきだと思う。

委員長

今の要旨からすれば、部長の見解ということで答弁願う。

居林部長

決定的な原因が検証委員会や厚生労働省で究明されていない中で、私が何が原因だったかを申し上げることにはならないと思う。道の見解等もあつたり、当初の段階からその支出がされ、いろいろな証明が出されている。ただ皆さんが

おっしゃるように個々の時点で、例えば検診命令などをやっていけばそれを防げたかもしれないというような反省はある。元暴力団だからということで私どもが隠ぺいをしたとか、そういう視点で見られるのは心外である。今後、原因が究明され管理職に落ち度があるとすれば、その段階できちんと反省の弁を述べたいと思う。

委員長
本間委員外議員

他に質疑はあるか。

① 平成19年1月16日に道監査が入ったが、同じ部署なのか。
② 処遇困難ケースに対する福祉事務所としての組織的な対応が十分に機能していなかったと言っているが、道も機能していないと思う。ここの1番、2番についても、検討が行われていなかったとなっているが、明らかに道にも過失があるとしか思えない。その辺の道の見解などについて伺う。

越前主査
佐々木参事

① 1月の一般監査と11月に行われた特別監査は同じ部署である。
② 道の見解についてだが、去年の12月に口頭で講評が行われた。口頭の講評については昨年12月の厚生常任委員会でも報告させていただいたが、率直に言って口頭報告の中身と今回文書で出されてきた中身についてはやはり内容的に変わってきている部分もある。そういった中で、私どもも道に申し上げた経過もある。ただこれらについても、いろいろな見解の相違で歩み寄れない部分もあった。

本間委員外議員

今後についても、基本的に道が上部団体というわけではないので、その辺はしっかりと取り組んでいただきたい。

委員長

他に質疑はあるか。(なし)

(3)について報告済みとする。

2 その他について

委員長

何かあるか。(なし)

3 次回委員会の日程について

委員長

次回日程については正副委員長に一任いただくことでよいか。(よし)
以上で第9回厚生常任委員会を閉会する。

閉 会 17:24